項目	No.	確認内容	角军	説	主な参考法令等
収益	1	収益認識基準(※)の適用対象となる資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供(以下「資産の販売等」といいます。)に係る収益の額は、法基通2-1-1ただし書の場合を除き個々の契約ごとに計上していますか。 ※ 企業会計基準第29号「収益認	収益認識基準の適用対象となる資産 則として個々の契約ごとに計上する必 資産の販売等に係る契約について、同 た複数の契約を組み合わせて初めて単 ばシステム開発を請け負ったも合には 個の契約を結んでいるとき)や、一の まれている場合(例えば一の契約の中 サービスの提供が含まれている場合) の履行義務を単位として収益の額を計	S要があります。ただし、同様の 別一の相手方等と同時期に締結し 近一の履行義務となる場合(例え いて、設計と開発テストとで 対契約の中に複数の履行義務が含 に商品販売とこれに係る保守 は、継続適用を条件に、これら	法基通 2 - 1 - 1 連基通 2 - 1 - 1
		識に関する会計基準」	(顧客との契約から生じるもの 売却等)には適用しません。 ① 企業会計基準第10号「金 範囲に含まれる金融所の品に ② 企業会計基準第13号「リ の範囲に含ままするリーの 3 保険法における定義を 個 顧客等への販売を容易に との商品又は製品の交換 換 強融商品の組成又は取得 ⑥ 日本公認会計士協会会計	会計処理及び開示に適用します。のではない取引(固定資産の)と一般的品に関する会計基準」の上係る取引 一ス取引に関する会計基準」ではいる。 ではない取引に関する会計基準は、 では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	
			処理に関する実務指針」の 2 履行義務とは、顧客との実サービス(あるいは別個の財 一連の別個の財又はサービスり、顧客への移転のパターンービス)」のいずれかを顧客いずれも満たす場合には、別 ① 当該財又はサービスからきる他の資源を組み合わせ	R約において、「別個の財又は 対又はサービスの東)」又は「 、(特性が実質的に同じであ が同じである複数の財又はサービスを転する約束をいい、次の 別個なものとします。 個のものとしては容易に利用で で便益を享受できること 質客に移転する約束が、契約に	
	2	収益の計上基準に照らし、当事業年度に計上すべきであるにもかかわらず、翌事業年度に計上している収益の額はありませんか。	棚卸資産の販売に係る収益の額は、これの額は、これの額は、これの額に係る収益の額に係る収益の額に係る収益の額にの額にの場合で、一個の一個のでは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの	この引渡しの日は、係収した 所したのは、 所したのに 所したのに 所したのに 所したのに 所したのに が検収卸して でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる でいる	法法第22条の2 法法第81条の3 法基通2-1-21の7 法基通2-1-21の8 速基通2-1-2 連基通2-1-2 連基通2-1-21の7 連基通2-1-21の8
	3	収益の計上基準を変更した場合、その理由は合理的かつ適切ですか。	収益の計上基準は、棚卸資産又は役容等に応じて合理的な基準を選択し、 収益の計上基準を合理的かつ適切な 変更後の計上基準は認められない場合	継続適用する必要があります。 で理由もなく変更した場合には、	法法第22条の2 法基通2-1-2 法基通2-1-21の8 連基通2-1-2 連基通2-1-21の8
	4	資産の販売等に係る収益の額について、当事業年度終了の日までに対価の額を合意していないときは、同日の現況により適正に見積もっていますか。	資産の販売等に係る目的物の引渡し業年度終了の日までにその対価の額を現況によりその販売若しくは譲渡をし額又はその提供をした役務につき通常を適正に見積もる必要があります。 を適正に見積もる必要があります。 なお、法令第18条の2第1種の規定の後確定した対価の額が見積額と異な金額について、確定した日の属する事額します。	・合意していない場合は、同日の た資産の引渡しの時における価	法法第22条の2 法令第18条の2 法基通2-1-1の10 連基通2-1-1の10

02.02 1/8

項目	No.	確 認 内 容	解	説	主な参考法令等
収益	5	資産の販売等に係る収益の額について、資産の販売等に係る収差の額について、資産の販売等 割戻しまりのでは当まり変動する可能性がある場合の金額(以下「変動対価」といます。)又はその変算定基準を申ります。)では、変質にはいないにもかいます。)では、変動対価を反映した会計との収益の額のままにしていませんか。	資産の販売等に係る契約の対価につがになり、 をの他の事実により変更をのした事実により変更をの販売等をした事業中と要があるままでの販売等をした事業中と要があります。 全ての要サする可能性がありている。 で変動する。それでは相手のではいるででででいる。 で変動する。といては、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないが、まないが、まないが、まないが、まないでは、まない場合には、まない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ない場合には、は、ないは、ない場合には、は、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、ないは、	ある場合、その変動対価を資産 反映するためには、次に掲げる の算定基準(客観的なものにしていることと、 の第には当該事業年 していること。 的な方法のうち法人が継続しる可能性又は算定基準の基準 を算定していること。 定根拠となる書類を保存して 割戻しについては、上記の取扱	法基通2-1-1の11 法基通2-1-1の12 連基通2-1-1の11 連基通2-1-1の12
	6	資産の販売等に係る収益の額について、金銭債権の貸倒れや資産の買戻しの可能性を反映した会計上の収益の額のままにしていませんか。	資産の販売等に係る収益の額には、 合においても、その影響を反映させる		法法第22条の 2
売上原価	7	翌事業年度以降の収益に対応する売上原価等を当事業年度に計上 していませんか。	当事業年度の損金となる売上原価、 ずる原価は、当事業年度の収益に対応 度以降の収益に対応する売上原価等は ん。	するものであるため、翌事業年	
	8	売上原価等が当事業年度終了の 日までに確定していないときは、 適正に見積もった金額を計上して いますか。 また、単なる事後的費用を見積 計上していませんか。	当事業年度に計上した収益に対応す 度終了の日までに確定していない場合 積もる必要があります。 なお、当該収益に関連して発生する 費用の性格を有するものは、売上原価 から、見積計上することはできません。	は、同日の現況により適正に見 費用であっても、単なる事後的 等となるべき費用ではないこと	
仕入割戻し	9	棚卸資産を購入した際の仕入割 戻しについて、その算定基準が購 入価額又は購入数量によってお り、かつ、算定基準が明示されて いるにもかかわらず、仕入割戻し の金額の通知を受けた事業年度に 計上していませんか。	棚卸資産を購入した際の仕入割戻し は購入数量によっており、かつ、その より明示されている場合には、仕入割 属する事業年度ではなく、棚卸資産を 計上する必要があります。 なお、上記に該当しない場合は、そ けた日の属する事業年度に計上します。	算定基準が契約その他の方法に 戻しの金額の通知を受けた日の 購入した日の属する事業年度に の仕入割戻しの金額の通知を受	
役員給与	10	役員給与の損金算入額は、定款 の定めや株主総会等の決議に基づ き、適正に計算していますか。	役員給与の額が定款の規定又は株主 定められた役員に支給することのでき は、その超える部分の金額は、損金と	る給与の限度額を超える場合に	法法第34条 法令第70条
	11	役員の個人的費用を負担するなど、役員に対して給与を支給した ものと同様の経済的な利益の提供 はありませんか。	役員への資産の贈与、役員に対する 員への無利息貸付け、役員の個人的費 を支給したものと同様の経済的な利益 該当しますので、法法第34条に規定す 給与及び利益連動給与又は業績連動給 とはなりません。	用の負担など役員に対して給与 をもたらすものは、役員給与に る定期同額給与、事前確定届出	法基通9-2-9
給与・賞与	12	損金経理したにもかかわらず事業年度末に未払となっている決算賞与等の臨時の賞与について、その支給額を同時期に支給する全ての使用人に対して個別に通知の登日から1月以内に、事業年度終了の日から1月以内に、通知した全ての使用人に対して通知どおりの金額を支払っていますか。	決算賞与等の臨時の賞与についてはる全ての使用人に対し、当該通知をした日の使用人に対し、当該通知をした日 日から1月以内に通知どおりの金額を額につき通知をした日の属する事業年.合には、未払であっても当該通知をしなります。 なお、支給日に在職している使用人て通知している場合には、当該事業年.ん。	るとともに、当該通知をした全 の属する事業年度終了の日の翌 支払っており、かつ、その支給 度において損金経理している場 た日の属する事業年度の損金と にのみ賞与を支給することとし	法令第72条の3 法基通9-2-43 連基通8-2-42
滅価償却費	13	稼働を休止している製造設備などの事業の用に供していない資産に係る減価償却費を損金の額に算入していませんか。(法基通7-1-3又は連基通6-1-3に規定する「稼働休止資産」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	事業の用に供していない資産は減価に係る減価償却費は損金とはなりませ例えば、購入後未稼働の資産や生産る資産(必要な維持補修が行われておあるものは除きます。)に係る減価償また、法令第133条に規定する少額の2に規定する一括償却資産についてば、損金とすることはできません。	ん。 調整等のため稼働を休止していり、いつでも稼働し得る状態に 対費は、損金とはなりません。 砂減価償却資産及び法令第133条	法法第2条 法令第13条 法令第133条 法令第133条 公之第133条の2 法基通7-1-3 連基通6-1-3
	14	法令第133条の2に規定する一括 償却資産の損金算入を適用してい る場合において、一括償却資産を 除却した際に、未償却額の全額を 損金としていませんか。	法令第133条の2に規定する一括償去を受けている場合には、その一括償却度後の各事業年度において減失、除却も、当該各事業年度における損金の額損金算入限度額に達するまでの金額でを超えて、未償却となっている取得価ん。	資産を事業の用に供した事業年 等の事実が生じたときであって は、同条の規定に従い計算した あるため、当該損金算入限度額	法令第133条の2 法基通7-1-13 連基通6-1-16

02.02 2/8

項目	No.	確認内容	解	説	主な参考法令等
交際費等	15	業員の接待等のための支出が含まれていませんか。	交際費等の支出の相手方には、直 ある者だけでなく間接に貴法人の利 員、従業員、株主等も含まれます。	害に関係ある者及び貴法人の役	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-22 措通68の66(1)-25
	16	売上割戻し等の中に、得意先に 物品を交付するための費用や得意 先を旅行等に招待するための費用 が含まれていませんか。	法人がその得意先に物品を交付すっ 行、観劇等に招待する費用は、その4 招待が売上割戻しと同様の基準で行っ に該当します。 ただし、交付する物品が得意先にことや固定資産として使用することが 単価がおおむね3,000円以下であり、 戻し等の算定基準と同一であるときい の費用は、交際費等に該当しないもの	物品の交付又は旅行、観劇等へのわれるものであっても、交際費等 おいて棚卸資産として販売するこ 明らかな場合又はその物品の購入 かつ、その交付の基準が売上割 よ、これらの物品を交付するため	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-3 措通61の4(1)-4 措通68の66(1)-3 措通68の66(1)-4
	17	雑費等の中に、新規店舗等の建設に当たり、周辺の住民の同意を得るための支出が含まれていませんか。	新規店舗等の建設に当たり、周辺住民やその関係者を旅行等に招待した場合には、そのために要した費用に	たり、これらの者に酒食を提供し	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-15 措通68の66(1)-18
	18	めに支出した飲食費について、1	接待等のために支出するものであっために要する費用であって、 交際費等から除かれます (財務省令に限ります。)が、専ら貴法人の役員族に対する接待等のために支出する。 であっても、交際費等に含める必要	1人当たり5,000円以下のものはで定める書類を保存している場合 員若しくは従業員又はこれらの親 ものは、1人当たり5,000円以下	措法第61条の4 措法第68条の66 措令第37条の5 措令第39条の94 措則第21条の18の4 措則第22条の61の4
	19	棚卸資産又は固定資産の取得価額に交際費等が含まれていませんか。	棚卸資産又は固定資産の取得価額には、接待等の行為があった事業年度です。 なお、当該交際費等の金額のうちにより損金の額に算入しないこととなり、 度終了の時における棚卸資産等の取得す。	の交際費等に含める必要がありま こ措法第61条の4第1項の規定に った金額があるときは、当事業年	措法第61条の4 措法第68条の66 措通61の4(1)-24 措通61の4(2)-7 措通68の66(1)-27 措通68の66(2)-6
寄附金	20	前事業年度以前に仮払金とした 寄附金を当事業年度の損金として いませんか。 また、事業年度末において未払 となっている寄附金を当事業年度 の損金としていませんか。	寄附金は、実際にその支払をした。 うため、前事業年度以前に支払った 寄附金については、当事業年度に仮打 していても損金とすることはできまっ なります。)。 また、事業年度末時点において未打 は、実際に支払うまでは損金とする。	祭に仮払金等として資産計上した 出金等を取り崩し費用として計上 せん(支払った事業年度の損金と 出となっている寄附金について	法法第37条 法法第81条の6 法令第78条 法令第155条の15 法基通9-4-2の3 連基通8-4-4
	21	寄附金の中に役員等が個人として負担すべきものが含まれていませんか。	法人が損金として支出した寄附金相手方、目的等からみてその法人ののと認められるものは、その役員等です。このため、例えば、当該寄附金がに対する寄附金」であっても、法法事前確定届出給与及び利益連動給与合には、その全額が損金とはなりまった。	役員等が個人として負担すべきも こ対する給与として取り扱われま 支出額の全額が損金となる「国等 第34条に規定する定期同額給与、 又は業績連動給与に該当しない場	法法第81条の6 法基通9-4-2の2
	22	な理由がないにもかかわらず、無	子会社や取引先に対して金銭の無賃付け又は債権放棄等をした場合に 社の倒産を防止するためにやむを得 画に基づくものである等の経済的合い場合には、寄附金として取り扱われ	おいて、例えば、業績不振の子会 ず行われるもので合理的な再建計 理性を有しているものに該当しな	法法第81条の 6 法基通 9 - 4 - 2
使途秘匿金	23		金銭の支出のうち、相当の理由が7 及び住所又は所在地並びにその事由さは、使途秘匿金の支出に該当します。 法人税の額は、通常の法人税の額に3 額になります。 なお、ここでいう金銭の支出には、 る目的のためにする金銭以外の資産の	を帳簿書類に記載していないもの 使途秘匿金の支出をした場合の 支出額の40%相当額を加算した金 贈与、供与その他これらに類す	
費用全般	24	事業年度末までに債務が確定していない費用(償却費は含みません。)を損金としていませんか。	事業年度終了の日までに債務が確 費、一般管理費その他の費用につい 入しません。 なお、この債務の確定とは、原則。 場合をいいます。 ① 当事業年度終了の日までに当該すること。 ② 当事業年度終了の日までに当該をすべき原因となる事実が発生しる。 ③ 当事業年度終了の日までにそのなができるものであること。	ては、当事業年度の損金の額に算 として次の要件の全てに該当する 費用に係る債務が成立してい 責務に基づいて具体的な給付 ていること。	法法第22条 法法第81条の3 法基通2-2-12 連基通2-2-12

02.02 3/8

項目	No.	確認內容	解	説	主な参考法令等
移転価格	25	国外関連者に対して行った役務 提供の対価の額、又は国外関連者 から受けた役務提供の対価の額 は、独立企業間価格となっていま すか。	務提供を受けた場合、その対価の額ります。	した総原価の額に通常の利潤の額 務提供が支援的な性質のものであ 当該役務提供に要した総原価の額 乗じた額を加算した金額をもって の額は独立企業間価格として扱わ	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3- 10、3-11 別冊 移転価格税制の適用 に当たっての参考事例集 (事例26) 連結法人に係る移転価格事 務運営要領3-10、3-11 別冊 連結法人に係る移転 価格税制の適用に当たって の参考事例集(事例26)
	26	国外関連者に対する貸付けの利息の額、又は国外関連者からの借入れの利息の額は、独立企業間価格となっていますか。	国外関連者に対して貸付けを行っ 入れを行った場合、その利息の額は ます。	た場合、又は国外関連者からの借独立企業間価格である必要があり	措法第66条の4 措法第68条の88 移転価格事務運営要領3-7、3-8 別冊 移転価格税制の適用 に当たっての参考事例集 (事例4) 連結法人に係る移転価格事 務運営要領3-7、3-8 別冊 連結法人に係る移転 価格税制の適用に当たって の参考事例集(事例4)
	27	「独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類(ローカルファイル)」を確定申告書の提出期限までに作成又は取得し、保存していますか。	資産の販売、資産の購入、 す。 (注) 3 「無形資産取引」とは、	金額が50億円以上 又は 金額が3億円以上 係る独立企業間価格を算定するた ルファイル)を確定申告書の提出 ることが必要です。	措法第66条の4 措法第68条の88 措則第22条の10 措則第22条の74 移転価格事務運営要領2- 4、3-4、3-5 連結法人に係る移転価格事 務運営要領2-4、3- 4、3-5
棚卸資産	28	事業年度終了の時において、預 け在庫、未着品を棚卸しの対象と していますか。	事業年度終了の時において外注先 入した商品等のうち運送途中にある し、棚卸しの対象とする必要があり		
	29	未使用の消耗品の取得に要した 費用を当事業年度の損金としてい ませんか。	消耗品で貯蔵中のものは棚卸資産 た費用は当該消耗品を消費した日の る必要があります。 ただし、事務用消耗品、作業用消 物、見本品その他これらに準ずる棚 定数量を取得し、かつ経常的に消費 要した費用を継続してその取得をし ている場合には、取得時の損金とし	耗品、包装材料、広告宣伝用印刷 卸資産(毎事業年度におおむれー するものに限ります。)の取得に た日の属する事業年度の損金とし	法法第2条 法令第10条 法基通2-2-15 連基通2-2-15
	30	棚卸資産購入のために直接要した引取運賃、荷役費、運送保険 た引取運賃、荷役費、運送保険 料、購入手数料、関税等の費用を 棚卸資産の取得価額に含めていま すか。	棚卸資産の購入に際して引取運賃料、関税その他当該資産の購入のた合には、その費用を棚卸資産の取得なお、買入事務、機収、整理、選所から販売所への移管に買資産の取得した間接付随費用も棚卸合計額が棚間投内の金額であるときは、当該間接取得価額に含めなくても差し支えあ	価額に含める必要があります。 別、手入れ等に要した費用や販売 などの棚卸資産の購入のために要 価額に含める必要があります(こ 資産の購入の対価のおおむね3% 付随費用については、棚卸資産の	法令第32条 法基通5-1-1 連基通5-1-1
	31	流行遅れや機種がモデルチェンジしたことだけを理由に棚卸資産の評価損を計上していませんか。	きますが、単に流行遅れや機種がモ 著しい陳腐化には該当しません。 例えば以下の場合が著しい陳腐化 ・ いわゆる季節商品で売れ残った は販売することができないことが で明らかである場合 ・ 当該商品と用途の面ではおおむ 能、品質等が著しく異なる新製品	に該当します。 ものについて、今後通常の価額で 既往の実績その他の事情に照らし	法法第33条 法令第68条 法基通 9 - 1 - 4 連基通 8 - 1 - 4

02.02 4/8

項目	No.	確 認 内 容	角军	説	主な参考法令等
繰延資産	32	資産を賃借する際の権利金のように、支出の効果が1年以上に及 が費用について、その全額を一時 の損金としていませんか。		该費用は、支出の効果の及ぶ期間をす。 投又は共同的施設の設置又は改良 めに支出する権利金、立退料その 出する権利金その他の費用 る資産を贈与したことにより生ず	法法第2条 法法第32条 法法第4条 法基通8-1-3 法基通8-1-5 法基通8-1-6 法基通通7-1-3 連基通7-1-4 連基通7-1-5 連基通7-1-6 連基通7-1-6
固定資産	33	固定資産を事業の用に供するために直接要した費用を一時の損金としていませんか。	を問わず、事業の用に供するために	したもの、自己が建設等をしたもの に直接要した費用(例えば、工業用 が含まれますので、そのような費	
	34	建物付土地の取得後おおむね一年以内にその建物の取壊しに着手しているにもかかわらず、取壊時の建物の帳簿価額及び取壊費用を一時の損金としていませんか。	するなど、当初からその建物を取 ことが明らかであると認められる。	一年以内にその建物の取壊しに着手 り壊して土地を利用する目的である ときは、当該建物の取壊しの時にお 領は、当該土地の取得価額に含める	法基通7-3-6 連基通6-3-8
	35	建物の建設に伴って支出を予定している住民対策費、公害補償費等の費用の額をその建物の取得価額に含めていますか。(毎年支出することになる補償金は除きます。)	価償却資産の取得後に生ずる付随得価額に算入しないことができませました。 建設に伴って支出する住民対策費、3-11の2(2)及び(3)又は連基通6・除きます。)の額で当初からそのすることとなる補償金を除きます。		法基通7-3-7
	36	資本的支出を一時の損金として いませんか。	産の通常の維持管理のため、又は:回復するために要したと認められるの損金となります。他方、固定資産の修理、改良等で資産の価値を高め、又はその耐力に対応する金額は資本的支出は耐用年数を同じくする固定資産を対応だし、一の計画に基づき変元といて要した費用のが30万万がおおむね3年以内の期間を周期。	き損した固定資産につきその原状を る部分の金額は修繕費に該当し一時 のために支出した金額のうち当該固 欠性を増すこととなると認め種類及び に該当し、その固定資産とます。 所たに取得したものとます。 の固定資産について行う修理、改良	法令第55条 法令第132条 法基通7-3-16の2 法基通7-8-1 法基通7-8-2 法基通6-3-25 連基通6-8-1 連基通6-8-2 連基通6-8-3
	37		及び経費並びに事業の用に供する。 トウエアの取得価額に含めること。 せん。 この場合、その取得価額は適正	するために要した原材料費、労務費 ために直接要した費用は、そのソフ となるため、一時の損金とはなりま な原価計算に基づき算定することに こつき合理的であると認められる方 合には、これが認められます。	法基通7-3-15の2
	38	ソフトウエアの機能向上等のために要した費用を一時の損金としていませんか。	プログラムの機能上の障害の除去、 きはその修正等に要した費用は修 が、新たな機能の追加、機能の向	. 現状の効用の維持等に該当すると 善費として一時の損金となります 上等のバージョンアップを行ってい 費用は資本的支出に該当し、ソフト	法令第55条 法令第132条 法基通 7 - 8 - 6 の 2 連基通 6 - 8 - 7
前払費用	39	前払費用に該当する支出を損金としていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2-2-14に規定する「短期の前払費用」の取扱いの適用を受ける場合を除きます。)	支出する費用のうちその支出するでまだ提供を受けていない役務に対った日の属する事業年度の損金業年度の損金となります。ただし、「短期の前払費用」(ごる役務に係る前払費用で、継続	日の属する事業年度終了の日におい 対応するものをいいます。) は、支	

02.02 5/8

Į	頁 目	No.	確認內容	解	説	主な参考法令等
貸付		40	て金銭を無償又は通常より低い利率で貸し付けていませんか。	経済的合理性がないにもかかわらずして無償又は調達金利や他者への貸付けを行っている場合、通常適用すべと実際徴収した利息の額との差額は、対あります。	条件等と比較して低利による貸き利率により計算した利息の額 給与又は寄附金に該当する場合	法法第36条 法法第37条 法基通9-2-9 法基通9-4-2 連基通8-2-8 連基通8-4-2
有価	福証券	41	有価証券を取得するために要した費用を一時の損金としていませんか。	購入した有価証券の取得価額には、加えて、購入のために要した費用が含このため、購入手数料その他有価証は、有価証券の取得価額に算入し、一なお、有価証券を取得するために要証券の取得価額に含めないことができおって、外国有価証券の取得に際しの他これに類する税についても同様で	まれます。 券の購入のために要した費用 時の損金にはなりません。 した通信費、名義書換料は有価 ます。 て徴収される有価証券取得税そ	法令第119条 法基通2-3-5 連基通2-3-5
	金・仮受 預り金・ E金	42	収益に計上すべきものはありませんか。	前受金、仮受金及び預り金が棚卸資 渡等の対価として収受したものである。 係る収益の計上基準に照らし、当事業 含まれているときは、当事業年度の益 また、当事業年度において資産の賃 た保証金等の一部又は全部につい返 その返還しないことが確定した金額は する必要があります。	場合、その棚卸資産の販売等に 年度の収益に計上すべきものが 金とする必要があります。 貸借契約等に基づいて受け入れ 還しないことが確定した場合、	法基通2-1-41
	収益		課税期間の末日までに資産の譲 渡等の対価の額が確定していない 場合に、その対価の額を適正に見 積もり、課税標準に含めています か。	資産の譲渡等を行った場合において 属する課税期間の末日までにその対価 同日の現況によりその金額を適正に見。 なお、見積額と確定した額との間に 額を対価の額が確定した日の属する課 額に加算又は対価の額から控除するこ	の額が確定していないときは、 債もる必要があります。 差額が生じた場合には、その差 税期間の資産の譲渡等の対価の	消法第28条 消基通10-1-20
		44	外注先に対して有償支給した原材料等の対価の額を課税対象外としていませんか。 (支給する材料等を自己の資産として管理している場合を除きます。)	外注先等に対して外注加工に係る原 て、その支給に係る対価を収受するこ 給)ときは、その原材料等の支給は、当 当します。 ただし、有償支給の場合であっても、 自己の資産として管理しているときは、 の譲渡に該当しません。	ととしている(いわゆる有償支 対価を得て行う資産の譲渡に該 、貴法人が支給した原材料等を 、その原材料等の支給は、資産	消基通 5 - 2 - 16
消費税等	売上原価	45	課税仕入れとした外注費等の中 に給与に該当するものは含まれて いませんか。	個人に対して支出する労権し、かつない。 を関系に基づき他の者を発展し、かのでは、 がら④までは、 から④まで、 から④まで、 がら④まで、 がら④まで、 がら④まで、 ので、 がら④まで、 ので、 でのでする、 に、 でのでする、 に、 でのでする、 に、 に、 でのでする、 に、 でのでする、 に、 に、 でのでする、 に、 に、 でのでする、 に、 に、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で	、当該他の者の計算により行わあれば課税仕入れとはなりませい場合には、例えば、以下の①することになります。が他人の代替を許容するか。用】監督をしているか。監督している:雇用)が不可抗力のため滅失した場に係る報酬の請求を貴法人が	
		46	三国間貿易(国外で購入した資産を国内に搬入することなく他へ譲渡する取引)に係る仕入れを課税仕入れとしていませんか。	資産の譲渡等が国内で行われたか否 渡又は貸付けの場合は、原則として、 産の所在場所で判定します。 したがって、国外で購入した資産を 業者等に譲渡した場合における仕入れ かんを問わず国内で行われたものに該 ることはできません。	譲渡又は貸付けの時における資 国内に搬入することなく他の事 については、その経理処理のい	
	費用全般	47	出向社員等の給与負担金を課税 仕入れとしていませんか。 (経営指導料等の名義で支出して いる場合も含みます。)	貴法人への出向社員に対する給与をめ、貴法人が負担すべき金額を出向元 給与負担金は、その出向社員に対する れとすることはできません。 この取扱いは、実質的に給与負担金 料等の名義で支出する場合も同様です。	事業者に支出したときは、その 給与に該当するため、課税仕入 の性質を有する金額を経営指導	消基通5-5-10
		48	贈答した商品券、ギフト券、旅行券等を課税仕入れとしていませんか。	商品券、ギフト券、旅行券等は物品には課税仕入れとすることは認められて商品の購入をしたり、サービスの提ることができます。 このため、商品券等を贈答した場合品の購入等をしていませんので、課税ん。	ず、後日、その商品券等を使っ 供を受けた際に課税仕入れとす には、その商品券等を使って商	消法別表第1 消基通6-4-3 消基通6-4-4
		49	クレジット手数料を課税仕入れ としていませんか。	信販会社へ支払うクレジット手数料 個別信用購入あっせんに係る手数料又 額であり、非課税となりますので、課 ん。	は賦払金のうち利子に相当する	消法別表第1

02.02 6/8

:	項目	No.	確認内容	角军	説	主な参考法令等
	費用全般	50		同業者団体、組合等に対して支払っ 当該同業者団体、組合等において、通 要する費用をその構成員に分担させ、 る通常会費や一般会費に該当するとし ないとしているときは、当該会費又は とはできません。	常の業務運営のために経常的に 団体の存立を図るためのいわゆ て資産の譲渡等の対価に該当し	消基通5-5-3 消基通11-2-6
		51	伴って支払ったキャンセル料や解	予約の取消し、契約変更等に伴って 金等は、逸失利益等に対する損害賠等 は該当しないことさか。 資産の譲渡等に対することはできま料、取消手数料ないできま料、取消手数料が等の請求に応じ、対価を得てですない。 終いら、課税仕入れとすることがですする。 を有する部分と手数料的性格を因分できまる。 り、資産の譲渡等に該当しないものとして資産のとはできません。	金であり、役務の提供の対価にの対価には該当せず課税仕入れは資産の譲渡等に係る契約の解とすが、損害賠償金としての性格部分とを一括して支払っておない場合については、全体とし	
		52		従業員の出張等に伴い支出する出張 人が事業遂行のために必要な費用を、 いるものですので、その旅行に通常必 額は、課税仕入れに係る支払対価とな しかし、通常必要と認められる金額 省するために支給する旅費等の職務の められない旅費は、給与に該当する支 することはできません。	旅行をした者を通じて支出して 要であると認められる部分の金 ります。 を超える部分や単身赴任者が帰 遂行に必要な旅行の費用とは認	消基通11-2-1
消費税等		53	海外出張に係る旅費、宿泊費、 日当等を課税仕入れとしていませ んか。	海外出張に係る旅費、宿泊費及び日 る取引、あるいは不課税取引に該当す とはできません。 ただし、海外出張旅費等として一括 出張の際の国内鉄道運賃や国内での宿 として他の海外出張旅費と区分してい ては、国内出張旅費等と同様に課税仕 ん。	るものは、課税仕入れとするこ 支給する場合であっても、海外 泊費、支度金について、実費分 るときは、その実費部分につい	消基通11-2-1
		54	としていませんか。 (法基通2-2-14又は連基通2 -2-14に規定する「短期の前払	役務の提供に係る課税仕入れは、役税期間に行われたこととなるため、前続的に役務の提供を受けるために支出のうちその課税期間の末日においてま応するものをいいます。)についてはとはできません。ただし、法基通2-2-14又は連基の前払費用」の取扱いの適用を受けて課税仕入れとすることができます。	払費用(一定の契約に基づき継 した課税仕入れに係る支払対価 だ提供を受けていない役務に対 、支払時の課税仕入れとするこ 通2-2-14に規定する「短期	法基通2-2-14
		55	費等について、クレジットカード	クレジットカードで決済した経費等 社が交付する請求明細書は、課税資産 人に対して交付した書類ではないこと 9項に規定する請求書等には該当しま の保存をもって、クレジットカードで することはできません。	の譲渡等を行った事業者が貴法 から、消法第30条第7項及び第 せんので、当該請求明細書のみ	消法第30条
		56	を購入している場合に、軽減税率	会議費、交際費として飲食料品を購 計算上、軽減税率対象品目の経費とし す。		消法(附則)第34条 消費税の軽減税率制度に関 する取扱通達

02.02 7/8

	項目	No.	確認內容	角军	説	主な参考法令等
消費	営業外収 益	57	ゴルフ会員権を譲渡した場合 に、その対価を非課税売上げとし ていませんか。	株式、出資若しくは預託の形態によ 非課税となる有価証券に類するものに 渡は非課税とはなりません。	には該当しないことから、その譲	
税等		58		車両等の買換えにおいては、課税資の取引が同時に行われていますので、 扱う必要があります。		

1 表中の法令・通達は、以下の略語を用いています。

 法法
 法人税法
 措法
 租税特別措置法
 連基通
 連結納稅基本通達

 法令
 法人税法施行令
 措令
 租税特別措置法施行令
 消基通
 消費稅法基本通達
 法法 ……… 法人税法 ……… 租税特別措置法 消法 ········· 消費稅法 消令 ········ 消費稅法施行令 措則 …… 租税特別措置法施行規則 措通 … 租税特別措置法関係通達 法基通 …… 法人税基本通達 (法人税編) 及び租税特 別措置法関係通達(連結

納税編)

2 令和元年6月28日現在の法令・通達によっています(「移転価格事務運営要領」及び「連結法人に係る移転価格事務運営要領」は、令和元年 6月28日付一部改正分までを反映しています。)。

- 3 表中の「法人」は、「連結法人」を含みます。
- 4 表中の「事業年度」は、連結法人においては「連結事業年度」をいいます。

02.02 8/8